

# 知的財産取引適正化ワーキンググループ 報告書

令和8年3月  
知的財産取引適正化ワーキンググループ

## 目次

第1	はじめに（本報告書の位置付け）	1
第2	指針について	2
1	位置付け（方向性・在り方）	2
(1)	指針の対象	2
(2)	既存の指針等との関係性の整理	3
2	内容	4
(1)	知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書との関係性について	4
ア	優越的地位の濫用、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る規範について	5
イ	行為類型ごとの方策等	5
(2)	対価の設定方法について	6
ア	取引の主目的である成果物に係る対価と知的財産権等の部分の対価の分離・明確化等	6
イ	対価の設定方法に係る選択肢の拡充	8
3	その他	9
(1)	契約書ひな形やチェックリストの要否に関して	9
(2)	支援体制等について	9
第3	近年のデータ利活用の拡大を踏まえて	10
第4	指針策定後の対応（実効性確保（周知・広報））	11
第5	おわりに	12
別紙1	知的財産取引適正化ワーキンググループ 委員名簿	13
別紙2	知的財産取引適正化ワーキンググループ 検討経緯	14

## 第1 はじめに（本報告書の位置付け）

中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、政府は「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会、令和3年12月）や、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（内閣官房・公正取引委員会、令和5年11月公表、令和8年1月改正。以下「労務費転嫁指針」という。）を策定するなど、価格転嫁が行われる取引環境の整備に取り組んできた。

中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げには、その原資を確保すべく、価格転嫁の環境整備が引き続き不可欠であり、適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させていくための取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方について検討を行う企業取引研究会が開催され、その検討結果が「企業取引研究会報告書」（企業取引研究会、令和6年12月。以下「研究会報告書」という。）として取りまとめられた。

この研究会報告書において、受注者側が保有する知的財産権やノウハウが無償又は低廉な価格で吸い上げられることを防がなければ、事業者の格差が固定化し、イノベーションが起きにくくなる等の重要な問題提起がなされ、「具体的な知的財産・ノウハウの取引適正化に関する行動規範を示す必要がある」、「今後、幅広い業種を対象とした実態調査を改めて行い、調査結果を踏まえ、独占禁止法のガイドラインや下請法の運用基準の見直しにつなげる必要がある」、「ガイドラインで示した内容が遵守されるような実効性のある取組も併せて講じていくべきである」といった解決の方向性が示された。

政府としても、「経済財政運営と改革の基本方針 2025 ～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」（骨太方針 2025）」（令和7年6月閣議決定。以下「骨太方針」という。）において、「中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたりテラシーの向上等に取り組む。」との方針を示しており、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（同月閣議決定）及び「知的財産推進計画 2025 ～IP トランスフォーメーション～」（知的財産戦略本部、令和7年6月）においても、同様の記載がある。

こうした中で上記の政府方針や、研究会報告書において示された、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化や物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応、知的財産権やノウハウの取引適正化などの課題に対応することを目的に、令和7年7月、企業取引研究会（公正取引委員会事務総局及び中小企業庁を共同事務局とする。）を再開するとともに、同研究会の下、知的財産権やノウハウの取引適正化に関し、特に優越的地位の濫用規制の在り方を中心に専門的な議論を行うため、知的財産取引適正化ワーキンググループ（公正取引委員会事務総局、中小企業庁及び特許庁を共同事務局とする。）を設置した。

また、実態調査については、令和元年に知的財産権やノウハウに係る実態調査<sup>1)</sup>、令和2年にスタートアップの取引慣行に関する実態調査<sup>2)</sup>をそれぞれ実施しているところ、これらの実態調査から時間が経過しており、また調査対象の業種や分野が限定されていたことから、本ワーキンググループでの議論を経て、幅広い業種を対象として、主に優越的地位の濫用規制の観点から、知的財産権<sup>3)</sup>・ノウハウ<sup>4)</sup>・データ<sup>5)</sup>(以下「知的財産権等」という。)の取引に関する実態調査を行い、当該調査の回答内容等を基にヒアリング調査等を実施し、事例の詳細を確認するなどした。

本報告書は、研究会報告書や政府方針及び当該実態調査の結果を踏まえ、知的財産権等の取引適正化に資する指針の策定と指針策定後の実効性の確保等に向けて取りまとめたものである。

## 第2 指針について

### 1 位置付け(方向性・在り方)

#### (1) 指針の対象

##### ① 現状の課題等

骨太方針等において、適切な知的財産取引のための独占禁止法上の指針の策定とその遵守徹底に取り組む方針が示されたことに加え、研究会報告書においては、前回の知的財産権等に関する実態調査の対象が製造業に限られたものであったことを踏まえ、「今後、幅広い業種を対象とした実態調査を改めて行い、調査結果を踏まえ、独占禁止法のガイドラインや下請法の運用基準の見直しにつなげる必要がある。」と示されている。

研究会報告書が指摘するとおり、知的財産取引に関するガイドラインである「知的財産取引に関するガイドライン」(中小企業庁、令和3年3月公表、令和6年10月改正)や実態調査報告書である「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」(公正取引委員会、令和元年6月公表)は、いずれも、製造業を中心としたものであり、知的財産取引に関する優越的地位の濫用行為等についての業種横断的な考え方を示したものは策定されていない<sup>6)</sup>。

<sup>1)</sup> 製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書(公正取引委員会、令和元年6月公表)

<sup>2)</sup> スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書(公正取引委員会、令和2年11月公表)

<sup>3)</sup> 知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項に掲げられた権利(特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利)をいう。

<sup>4)</sup> 本報告書では、保有するノウハウ・発明等のうち、知的財産権として権利化されていないもの(図面、レシピ、工程表、成分表等のみならず、技術指導等の形で提供される職人が持つ特殊な加工技術、営業・マーケティングに係るビジネスノウハウ等も含む)を「ノウハウ」と表記している。

<sup>5)</sup> 本報告書では、データのうち、知的財産権として保護されていないもの全般のこと(生産設備・機械部品等の稼働状況等を示す各種(回転数、温度、圧力、角度、稼働時間等)のデータ、研究開発の過程で生じるデータ(観測データや実験データ等)、3次元データ等の技術情報に限らず、営業・マーケティング系のビジネスデータ、顧客データ等も含む)を「データ」と表記している。

<sup>6)</sup> なお、技術の利用に係る制限行為に係る独占禁止法上の考え方については、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(公正取引委員会、平成19年9月公表、平成28年1月改正)において明らかにされている。

## ② 本ワーキンググループにおける主要な意見

- ・中小企業が大企業から不利な契約を強いられる例は多いが、原因は大企業だけでなく、中小企業が法務・知財に関し十分な投資をしていないことにある場合もある。そのため、知財管理体制の確立・強化を含めた中小企業側の知財リテラシー向上も不可欠であり、双方の意識啓発を両輪で進めるべき。
- ・やるべきことの本質は中小企業を含めた競争力強化にある。調査で挙げられた事例には大企業の優越的地位の濫用だけでなく、中小企業側の知財への意識不足も要因としてある。中小企業も権利や利益を実現する主体として位置づけるべき。また、法的保護を過度に強めると、中小企業の意識向上やイノベーションを阻害しかねない。大企業が中小企業との取引を避ける結果となり、日本の産業競争力に悪影響を及ぼすおそれもある。したがって、バランス感覚を持った指針策定が望ましい。
- ・冒頭部分でスコープを明示することが望ましい。例えば、知的財産権として保護されないデザインやノウハウ等の知的財産権以外も含むということや、不正競争防止法上の営業秘密との関係性、知的財産の獲得過程などの段階の行為を問題としているか、契約上の問題のみならず運用上の問題を含むかなど、具体的にどの範囲を視野にしているのかを示すことが考えられる。

## ③ 解決の方向性

今後策定される指針は、中小企業の競争力強化と知的財産権等に係るリテラシーの向上に資するものとし、指針の対象範囲を明記した上で以下の点を踏まえた指針とすべきである。

- ・これまでの実態調査が、その対象とする業種や分野が限定的であったことを踏まえ、今回策定する指針は、特定の分野に留まらず全業種を対象としたものとするべきである。
- ・知的財産権等の適切な利活用促進と不公正な取引の防止のバランスをとるべきである。
- ・既存の指針等において示されている考え方を前提としつつ、誰もが参照しやすいよう専門的な用語の整理や解説（一般知識）についても記載が必要である。
- ・大企業や中小企業といった事業規模や発注者・受注者といった立場にかかわらず、知財取引に関わるあらゆる者が参照できるようなバランスの取れたものとするべきである。
- ・保護される知的財産の範囲について、特許権等の権利化されたものに限定せず、ノウハウやデータといった対象も含むべきである。
- ・今回の実態調査において様々な取引段階の事例が確認されていることから、指針においては、それぞれの事例がどの取引段階（開発、ライセンス、活用等）で生じたものなのかを示した上で、それらに応じた独占禁止法上の考え方を示すことが望ましい。

## (2) 既存の指針等との関係性の整理

### ① 現状の課題等

既に、知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針（公正取引委員会、平成 19 年 9 月公表、平成 28 年 1 月改正）、共同研究開発に関する独占禁止法上の指針（公正取引委員会、平成 5 年 4 月公表、平成 29 年 6 月改正）、役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針（公正取引委員会、平成 10 年 3 月公表、令和 8 年 1 月改正）、スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針（公正取引委員会・経済産業省、令和 4 年 3 月公表。以下「スタートアップ指針」という。）などで、知的財産権等の取引に関し、独占禁止法上の考え方は一定程度示されており、また、知的財産取引に関するガイドライン（中小企業庁、令和 3 年 3 月公表、令和 6 年 10 月改正）において、特定の法令にかかわらず、知的財産取引のあるべき姿が示されるなど、知的財産権等の取引に関しては、対象とする業種や分野が異なる指針等が複数存在する。

また、優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（公正取引委員会、平成 22 年 11 月公表、平成 29 年 6 月改正）、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（公正取引委員会、令和 7 年 10 月公表）、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方（公正取引委員会、令和 6 年 5 月公表、令和 7 年 10 月改正）といった独占禁止法、取適法<sup>7</sup>、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）の各法の一般的な考え方を示す運用基準等においても、知的財産権等の取引について考え方が示されているが、これらの指針や運用基準等について、体系的に関係性が整理されているわけではない。

## ② 本ワーキンググループにおける主要な意見

・既存の指針も必要に応じ参照されている状況にあるが、これらについて網羅的に整理されているわけではないことから、既存の指針との関係性をまとめることは有用である。

## ③ 解決の方向性

今回策定する指針は上記第 2 の 1(1)③のとおり、特定の業種や分野に留まらず全業種の事業者が参照できるような指針とすべきである。他方で、既存の指針等についても、特定の分野において、当該分野特有のより専門的な内容に踏み込んだ考え方を示すものとして、今後も活用されることが期待される。

以上のことから、今回策定する指針は、あらゆる業種の事業者が参照できる内容としつつ、特定の分野についての各種指針等の内容を引用するなどして既存の指針等と関係性も整理し、事業者にとって活用しやすい指針を目指すべきである。

## 2 内容

### (1) 知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実

---

<sup>7</sup> 令和 7 年 5 月に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、下請法（下請代金支払遅延等防止法）は、取適法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律）となり、令和 8 年 1 月 1 日から施行されている。

## 態調査報告書との関係性について

### ア 優越的地位の濫用、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る規範について

#### ① 現状の課題等

上記第2の1(2)のとおり、これまで公表した実態調査報告書や指針等において独占禁止法上の考え方は一定程度示されてきたものの、その対象とする業種や分野は限定的である。また、取引先との交渉の際、実態調査報告書よりも、指針の方が相手方に示して交渉しやすいとの声もある。

さらに、令和6年度の企業取引研究会において、複数の委員から実態調査の結果を指針等に反映させるべきとの指摘もあった。

#### ② 本ワーキンググループにおける主要な意見

- ・ 中小企業のノウハウを守るためにも、一方的な工場見学の要請等、今回の実態調査でも収集した事例に係る指針を出すことは大事である。
- ・ 不適切な取引を是正するには、独占禁止法や取適法の活用が考えられる。両法をどう整理し、どのように適用するかが課題である。

#### ③ 解決の方向性

知的財産権等の取引に係る独占禁止法、取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の規範を示すことは、独占禁止法等の法適用に関して、事業者にとっての予見可能性を高め、違反行為を未然に防止して、事業者間の公正な競争環境を整備することにつながる。今回の知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書（以下「知的財産権等に関する実態調査報告書」という。）においては、業種横断的に収集した事例に係る優越的地位の濫用規制を中心とした独占禁止法上の考え方に加え、取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の適用可能性についても記載されており（知的財産権等に関する実態調査報告書 第3の3(10)独占禁止法、中小受託取引適正化法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の適用関係参照）、指針においても、当該内容を盛り込むべきである。

### イ 行為類型ごとの方策等

#### ① 現状の課題等

事業者の中には、知的財産権等に係る取引に関する専任の担当者がいない等、知的財産権等を有効に活用・保護するための方策を検討することが困難な状況にある事業者もいるとの指摘がある。

この点に関し、知的財産権等に関する実態調査報告書において、独占禁止法上の考え方等が示された各行為類型について、法令違反に限らず、取引上の問題の未然防止の観点から、知的財産権等に係る取引についても労務費転嫁指針のように、「求められる行動」などの在るべき取引の姿についての記載を今回策定する指針に期待する声もあった。

## ② 本ワーキンググループにおける主要な意見

- ・スタートアップ指針のように事例をポイントごとに整理して示すことは有用。併せて、独占禁止法上の問題点とベストプラクティスを明確に書き分けることが望ましい。
- ・事例の分析や解決の方向性を示すことは評価するが、それが唯一の解決策と誤解される懸念がある。抽象化しすぎると理解が難しく、具体化すれば分かりやすいがそのように誤解されるリスクがあるため、注釈などでバランスを取る配慮が必要だと考える。

## ③ 解決の方向性

事業者が参考にすべきポイント等を具体的に整理した方策を示すことは、取引適正化の推進に資するものである。参照する事業者の利便性向上の観点から、今回策定する指針において、知的財産権等に関する実態調査報告書において、独占禁止法上の考え方等が示された各行為類型について、独占禁止法・競争政策上の考え方を整理することに加え、それらの類型における参考にすべきポイントなど、取引上の問題解決に資する要素を示してはどうか。

この点、スタートアップ指針など、問題の背景分析や解決の方向性が示されている例もある。

ただし、こうした方策等を掲載するに当たっては、実務と乖離がないか十分に確認の上、あくまで個別事例として紹介するものであって、唯一の解決策であると誤解されないよう、指針においてその旨を明示する必要がある。

## (2) 対価の設定方法について

### ア 取引の主目的である成果物に係る対価と知的財産権等の部分の対価の分離・明確化等

#### ① 現状の課題等

今回行った実態調査において、例えば、デザインに関する著作権や金型に関する図面など、取引の主たる目的となる成果物の作成委託における過程で、受注者側に生じる知的財産権等<sup>8</sup>が、発注者側への無償提供の対象となっている事例や、当該知的財産権等が低廉な価格で取引されている事例が確認された（知的財産権等に関する実態調査報告書 第2の5(2)、(3)及び(4)参照）。

また、取適法においては、受注者側に生じる知的財産権を「給付の内容」に含めて発注者側に譲渡・許諾させる場合、「給付の内容」の一部として、当該知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明示する義務があるとの考え方が運用基準等において示されているが、実際には、受注者側に当該知的財産権の譲渡・許諾の範囲が示されていないとの声がある。

## ② 本ワーキンググループにおける主要な意見

- ・成果物に関して対価を支払っているため、（それに関連する知的財産権等の部

<sup>8</sup> 知的財産権・ノウハウ・データといった、成果物の作成過程で生じる経済的価値を有するものをいう。

分も含め) 全て譲渡することを要請するような取引はよく見られる。実際に支払う金額は成果物の工賃(実費)と知的財産権等の部分の二つから構成されるべきであり、知的財産権等の部分の価値がゼロにされてしまう取引は必ず改める必要がある。

- ・ 成果物の工賃部分と知的財産権等の部分で分離して対価を設定することが望ましい場合もある。他方で、設計・図面データなどは渡さないことが一番の保護になる。中小企業のメーカーで、設計・図面データの管理を徹底しており、それが強みとなっているところもある。設計データ等を渡さないことを希望する事業者の存在にも留意すべきである。
- ・ 成果物と知的財産権等に係る対価を分けることで、契約時に知的財産権等の部分のどの範囲に対してどのくらいの対価設定をしているかを明示することが求められる。その上で、成果物の工賃部分と知的財産権等の部分とを分けて評価する方法が常に適切とは限らない。例えば、今後、AI システムの発展に伴い、原価構造が変革することが想定される中、アウトプットの価値は同じであるにもかかわらず、効率的な者ほど工賃部分の対価が低くなり、総額として安く見積もられてしまう可能性を危惧している。政府として、どのような取引でも対価を分離することを推奨していると捉えられないようにしてほしい。

### ③ 解決の方向性

知的財産権等の範囲や対価が契約時に明確化されておらず、その対価を適切に収受できていないという問題について、例えば、成果物における知的財産権等の部分の対価を、工賃と区別して設定するということが一つの解決策となり得る。知的財産権等の部分の対価が工賃と一体化されることで、対価が不当に過小評価される事態を解消し、制作者へ適切に対価が還元されることにつながるとともに、新たな技術等を創造するインセンティブの付与に資する場合もある。

そのため、今回策定する指針においては、成果物における知的財産権等の部分の対価が適切に評価される必要があることに加え、価格交渉に当たっては、知的財産権等の部分の対価と工賃を、区別して対価設定することも、選択肢の一つであることを示すべきである。

また、この点について、指針で考え方を示すことにとどまらず、既存の運用基準等の改正も必要に応じて検討してはどうか<sup>9)</sup>。例えば、取適法の適用対象取引について、発注内容等の明示義務(取適法第4条)や協議に応じない一方的な代金決定の禁止(取適法第5条第2項第4号)についての考え方を明確化することなどが考えられる<sup>10)</sup>。

<sup>9)</sup> この点、研究会報告書でも、「実態調査を改めて行い、調査結果を踏まえ、独占禁止法のガイドラインや下請法の運用基準の見直しにつなげる必要がある。」との記載がある。

<sup>10)</sup> この点、知的財産権等に関する実態調査報告書においても適用関係の整理が示されている(知的財産権等に関する実態調査報告書 第3の3(10)独占禁止法、中小受託取引適正化法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の適用関係参照。)

## イ 対価の設定方法に係る選択肢の拡充

### ① 現状の課題等

今回の実態調査において、例えば、現状では一括払いとなっているデザインに関する著作権や金型に関する図面などの知的財産権等について、売上げに応じた額（レベニューシェア）による支払を望む事例も確認された<sup>11</sup>（知的財産権等に関する実態調査報告書 第2の5(4)参照）。

この点、知的財産権等の対価の設定方法について、成功報酬型やレベニューシェアなど、対価の設定方法について様々な選択肢が考えられるにもかかわらず、当事者間の協議において、十分に検討されていないという課題がある。

また、受注者側に生じる知的財産権等を、取適法上の「給付の内容」に含めて取引をする場合に、受注者が成功報酬型やレベニューシェアによる対価の設定方法を望んだとしても、従前の慣行での採用実績がないことや代金の支払期日の規範遵守を口実に、交渉に応じてもらえないという課題もある。

### ② 本ワーキンググループにおける主要な意見

- ・レベニューシェアというアイデア自体を提示することにはアナウンス効果があるが、あくまで選択肢の拡充を示すことが重要であり、択一的な選択肢だと誤解されないようにすることが重要である。産業によっては、特定の設定方法が適している場合もあるが、全産業に一律適用するのは難しいとも感じる。
- ・事例紹介として「この業界ではこういう契約形態がある」と示すのは有用であると感じる。

### ③ 解決の方向性

知的財産権等の譲渡・許諾に係る対価設定に当たり、成果物に対して一時金として支払う方法もあれば、成功報酬型やレベニューシェアにより支払う方法もあるなど、多様な選択肢があることを周知することは、その将来的な収益性を含めて知的財産権等を適切に評価することを促し、制作者への適切な対価還元に資するものである。知的財産権等を評価し、対価に反映する事業者の参考に資するよう、今回確認された事例を紹介してはどうか。ただし、様々な対価の設定方法がある点を示す際には、特定の設定方法が絶対的なものと受け取られないように留意すべきである。

また、対価の設定方法の選択肢としては、一時金、成功報酬型、レベニューシェアなど様々あるところ、例えば、取適法の適用対象取引について、協議に応じない一方的な代金決定の禁止（取適法第5条第2項第4号）についての考え方<sup>12</sup>や成功報酬型やレベニューシェア等を採る際の考え方を明確化するなど、上記

<sup>11</sup> また、アンケート調査の結果、知的財産権等を保有する社における、知的財産権等のライセンスに係る対価の設定方法について、現状と望ましい方法に乖離があると回答した者は、約18%、また、知的財産権等の譲渡に係る対価の設定方法について、現状と望ましい方法に乖離があると回答した者は、約13%であった。

<sup>12</sup> この点、上記2の(2)ア同様、知的財産権等に関する実態調査報告書においても適用関係の整理が示されている（知的財産権等に関する実態調査報告書 第3の3(10)独占禁止法、中小受託取引適正化法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の適用関係参照。）。

2(2)アの解決の方向性と同様、既存の運用基準等においても、必要に応じて、様々な対価の設定方法の選択肢があることを明示することなどが考えられる。

### 3 その他

#### (1) 契約書ひな形やチェックリストの要否に関して

##### ① 現状の課題等

契約書のひな形やチェックリストについては、知的財産取引に関するガイドライン等、既存の指針等においても示しているが、今回の実態調査において、こうした既存のひな形の存在を認識しておらず、契約書のひな形があれば活用したいという声があった。

(参考) 既存のひな形の例：

中小企業庁 知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形  
独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）「知っておきたい知的財産契約の基礎知識について」  
文化庁 「著作権契約書作成支援システム」

##### ② 本ワーキンググループにおける主要な意見

- ・経済産業省や特許庁等において多くの契約書のひな形や解説が公表されているが、中小企業から、「そんな資料があるとは知らなかった」という声を聞くことが少なくない。既存のツールを、今回改めて引用し、認知してもらうことは有用である。
- ・ひな形について新しく作成することにより、どのひな形を活用すればよいのか現場が混乱してしまう可能性がある。中小企業庁が示しているひな形などを指針で引用して示すことは有用であると感じる。
- ・チェックリストは、画一的なものではなく、ある程度網羅性がないと意味がない。幅広い業界で通用するような有益なチェックリストを示すのは難しいと感じる。

##### ③ 解決の方向性

契約書のひな形やチェックリストの利用を促すことは、契約締結にかかる中小企業等の知的財産のリテラシー向上に資するものであり、今回策定する指針においては、既存の契約書ひな形等を引用するなど、更なる利活用がなされる工夫が必要ではないか。

#### (2) 支援体制等について

##### ① 現状の課題等

現状、独占禁止法については公正取引委員会に、取適法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法については公正取引委員会や中小企業庁等に相談窓口のほか取引かけこみ寺<sup>13</sup>等を設けて対応を図っているが、これに加えて、知的財産の保護・

<sup>13</sup> 令和8年3月現在、公益財団法人全国中小企業振興機関協会が委託している。

活用の観点では INPIT<sup>14</sup>の知財総合支援窓口や JATAFF<sup>15</sup>の農業知財総合支援窓口<sup>16</sup>がある。また、「知財経営支援ネットワーク」<sup>17</sup>のように様々な機関による中小企業・スタートアップへの支援体制もある。これらの相談窓口や支援体制の窓口について分かりやすく整理してほしいとの指摘がある。

### ② 本ワーキンググループにおける主要な意見

- ・相談窓口の周知はリテラシー向上に有効。対象企業規模を限定せず実効性を高める工夫が望ましい。

### ③ 解決の方向性

支援体制等については、その存在を指針の利用者に直接周知することを通じて、中小企業等を中心とした利用者の知的財産のリテラシー向上に資すると考える。そのため、指針の利用者が、類似の事案に直面した際にすぐに支援体制等を活用できるように、今回策定する指針において、既存の相談窓口や支援体制について記載すべきである。

## 第3 近年のデータ利活用の拡大を踏まえて

### ① 現状の課題等

知的財産権等には法的に保護される権利のほか、ノウハウやデータ（稼働データ、実験データ等）といったものが含まれる。IoT サービスを展開する事業者へのヒアリングを通じ、更なる IoT 技術の進展やビッグデータの活用等のデータの利用拡大に当たり、各事業者が顧客から収集するデータの種類、帰属、利用範囲等の取引条件を当事者間で明確化する必要がある<sup>18</sup>と認識している点を確認した。

### ② 本ワーキンググループにおける主要な意見

- ・データの取扱いといっても、NDA の未締結や目的外使用のように既存の問題に収斂するものと、スタートアップが大企業と連携して収集したデータを AI 学習に利用できないといった固有の問題とがある。
- ・データが技術情報や営業秘密に該当する場合は、従来の議論と同様であり、特段データ固有の論点はないと考える。他方で、一つ一つは容易に入手できるような情報でも、

<sup>14</sup> 独立行政法人工業所有権・情報研修館

<sup>15</sup> 公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会

<sup>16</sup> 令和8年3月現在、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会が農林水産省の補助金を活用して設置している。

<sup>17</sup> 令和5年3月、特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）及び日本弁理士会は、地域の中小企業・スタートアップ等への知財経営支援の強化・充実化に取り組むため、日本商工会議所と連携して「知財経営支援ネットワーク」を構築した。令和6年12月には、本ネットワークを拡充するため、中小企業庁が加わっている。

<sup>18</sup> データ取引については、経済産業省の「データ連携基盤規約」や「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版」等<

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/connected\\_industries/sharing\\_and\\_utilization.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization.html)>を併せて参照されたい。

マスメディアになることで価値を持つものについては、今後、新たな論点になり得る。

- ・ BtoB の分野で、例えば、稼働時間や位置情報を把握して盗難防止、修理推奨、生産調整等に活用する仕組みが導入されており、事業者がそこから情報を得て利益を得るケースがある。ただし、これを規制対象とすると（事業者が新たなビジネスを生み出す）インセンティブを削ぐ懸念もあるため、プラットフォーマーのように巨大化し、競争制限のおそれが生じる段階のものをターゲットにする必要があるのではないか。

### ③ 解決の方向性

IoT 技術の進展やビッグデータの利活用拡大により、データの経済的価値が飛躍的に高まっている。データに関する取引について、NDA の未締結や当事者間におけるデータの帰属、利用範囲の認識に齟齬がないかといった、従来の知的財産権等の取引に関する論点と同様に整理できるものが大半と考えられる<sup>19</sup>。他方、今回の実態調査やヒアリングにおいては、具体的な事例として表面化していないものの、集積されることで価値が高まるなどのデータの性質を踏まえると、既存の論点では対応しきれないデータ特有の論点が生じ得ることから、データに関する動向について、引き続き注視していくべきである。

## 第4 指針策定後の対応（実効性確保（周知・広報））

### ① 現状の課題等

指針をより実効性のあるものとするためには、策定したものをどのように周知・活用していくか、策定後の取組も重要である<sup>20</sup>。また、事業者間の知的財産権等に係る不適切な取引に対処し、知的財産権等の取引適正化を促進するためには、今回策定する指針だけでなく、既存のガイドライン等の周知等も今後も重要であるとする。

### ② 本ワーキンググループにおける主要な意見

- ・ 良い指針ができて活用されなければ意味がない。周知・普及や研修を含めた仕組みが重要である。また、1～2年後にモニタリングを行い、今回確認されたような事例が減少しているかを確認することも必要であるとする。

### ③ 解決の方向性

関係行政機関は、経済団体等とも連携しながら、今回策定する指針等の周知・広報に積極的に取り組むことが望ましい。

また、違反行為に対して厳正に対処することと併せ、知的財産権等の取引適正化の観点から事業者の指針の遵守状況を定期的にモニタリングし、その結果を公表する仕組み

<sup>19</sup> 上記 IoT サービスを展開する事業者に対するヒアリングにおいて、データの取扱いに慎重な利用者もいることから、利用者から収集するデータの範囲を明確化することにより自社の提供するサービスが普及しやすくなる側面もあると回答した事業者が存在するなど、当事者においても、データに係る取引条件の明確化の必要性を認識していることを確認した。

<sup>20</sup> この点、企業取引研究会報告書でも、「この問題は「ルールを作って終わり」にしてはならない。ガイドラインで示した内容が遵守されるような実効性のある取組も併せて講じていくべきである。」との記載がある。

みを設けることとしてはどうか。

## 第5 おわりに

本ワーキンググループは、知的財産・ノウハウの取引適正化に資するため、優越的地位の濫用規制の在り方を中心として議論を重ねてきた。今般、幅広い業種を対象に知的財産権等に係る取引における事例を収集し、本ワーキンググループでの議論の内容を踏まえ、公正取引委員会において、優越的地位の濫用規制を中心とした独占禁止法上の考え方を示した知的財産権等に関する実態調査報告書を取りまとめた。

本報告書は、知的財産権等に関する実態調査報告書において整理した事例等を踏まえた本ワーキンググループにおける議論を基礎として、知的財産権等の取引適正化に資する指針の策定のための具体的な方向性について整理したものである。今回策定する指針は、全業種を対象とし、知的財産権のみならず、ノウハウやデータまでを射程に収めて優越的地位の濫用規制上の考え方等を示すことを想定していると考えられるが、加えて、知的財産権等の部分の対価を適切に収受するための考え方や、多様な対価の設定方法の選択肢を示すことで、公正な取引環境の整備を目指すべきである。また、IoT技術の進展等により経済的価値が高まるデータに関する動向については、今後も継続して注視する必要がある。

最後に、中小企業等を中心とした利用者の知的財産権等のリテラシー向上を図るためには、今回策定する指針が、あらゆる事業者に継続的・効果的に利活用されることが重要である。加えて、指針の活用を促進するためにも各省庁が実施している支援事業等を横断的に紹介することも有効と考えられる。公正取引委員会、中小企業庁、特許庁をはじめとする関係機関におかれては、経済団体とも連携し、指針の周知徹底と支援体制の強化に積極的に関わり、サプライチェーン全体でのイノベーション創出と持続的な成長に貢献していくことを期待する。

以上

**別紙 1** 知的財産取引適正化ワーキンググループ 委員名簿

泉 克幸 関西大学総合情報学部 教授

鮫島 正洋 弁護士法人内田・鮫島法律事務所 代表パートナー弁護士

名倉 啓太 弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士

座長 林 いづみ 桜坂法律事務所 弁護士

松田 世理奈 阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士

松橋 卓司 株式会社メトロール 代表取締役

(五十音順、敬称略、役職は令和8年3月11日現在)

(オブザーバー)

東京都知的財産総合センター、独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT)、  
日弁連知的財産センター、日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本弁理士会  
内閣府知的財産戦略推進事務局

**別紙2** 知的財産取引適正化ワーキンググループ 検討経緯

	開催日	議 題
第1回	令和7年8月4日	1. 知的財産取引適正化ワーキンググループの進め方 2. 知財取引適正化に向けたこれまでの取組 3. 企業取引研究会報告書における御提言と今後の課題 4. 実態調査の実施について
第2回	令和7年11月14日	1. 実態調査報告書の充実に向けて 2. 知財 WG における提言の方向性（指針の策定に向けて）
第3回	令和8年1月13日	1. 知的財産権等に関する実態調査報告書（素案）について 2. 知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書（素案）について
第4回	令和8年2月27日	1. 知的財産権等に関する実態調査報告書（案）について 2. 知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書（案）について